石綿障害予防規則等の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則の一部改正）

第一条　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第七章　（略）	第一章～第七章　（略）
第八章　製造等（第四十六条の二―第四十八条の四）	第八章　製造許可等（第四十七条・第四十八条）
第八章の二　石綿作業主任者技能講習（第四十八条の五）	第八章の二　石綿作業主任者技能講習（第四十八条の二）
第九章　（略）	第九章　（略）
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条　（略）	**第二条**　この省令において「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。
2　この省令において「石綿分析用試料等」とは、令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。	（新設）
（立入禁止措置）	（立入禁止措置）
第十五条　事業者は、石綿等を取り扱い（試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。）、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。	**第十五条**　事業者は、石綿等を取り扱い（試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。）、又は試験研究のため製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
（局所排気装置等の要件）	（局所排気装置等の要件）
第十六条　事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。	**第十六条**　事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　排気口は、屋外に設けられていること。ただし、石綿の分析の作業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。	三　排気口は、屋外に設けられていること。
四　（略）	四　（略）
2　事業者は、第十二条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。	2　事業者は、第十二条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　排気口は、屋外に設けられていること。ただし、石綿の分析の作業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。	二　排気口は、屋外に設けられていること。
三　（略）	三　（略）